

# 「川崎市私道舗装助成制度」のよくある質問 Q&A

川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課

## ■パンフレット等資料について

Q 1 私道舗装助成制度について、パンフレット等をもらいたいのですが。

A 1 各区役所道路公園センターでお受け取りいただくか、もしくは市ホームページでダウンロードすることも可能です（市トップページで『私道舗装』で検索できます）。関連する資料としては、以下の資料があります。

(1)パンフレット『私道舗装助成制度について』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-8-3-0-0-0-0-0.html>

(2)川崎市私道舗装助成金支給規則

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/530/0000068218.html>

(3)川崎市私道舗装助成金支給要領

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/530/0000008313.html>

## ■助成基準等について

Q 2 助成の対象となる工事の内容について教えてください。

A 2 舗装新設工事、舗装補修工事、階段補修工事が対象となっています。

(1)舗装新設工事とは、未舗装の私道にアスファルト舗装を敷設する工事です。

(2)舗装補修工事とは、既存の老朽化したアスファルト舗装等を新しいアスファルト舗装にする工事です。

(3)階段補修工事とは、既存の老朽化した階段を補修する工事です。

※ただし、舗装補修工事及び階段補修工事については老朽化が著しく補修を要するものに限ります。

Q 3 5世帯以上の居住者に利用されていることとは、たとえば建物が1つだけでも、その建物に5世帯が居住しており利用していればよいのか。

A 3 私道に面している建物が1つだけでも、その建物に5世帯が居住し、私道を利用していくれば条件を満たします。

Q 4 駐車場として利用している土地がありますが、世帯として数えられますか。

A 4 駐車場については、世帯として数えられません。

Q 5 側溝等の排水施設、地先境界石など構造物のみの工事でも助成の対象となりますか。

A 5 舗装新設工事、舗装補修工事、階段補修工事が助成の対象となっているため、構造物のみの工事は対象外となります。

## ■助成額算定について

Q 6 工事費用のすべてが、助成されますか。

A 6 舗装新設工事、舗装補修工事、階段補修工事、それぞれ助成率が設定されていますので、パンフレット『私道舗装助成制度について』をご覧ください。

また、助成対象工事に要した費用が標準工事費を下回った場合は、要した費用を基準に算定されます。現地の状況によっては、別途、地元の負担が必要となる場合があります。

## ■申請資料について

Q 7 申請には、どのような資料が必要ですか。

A 7 次に掲げる書類を各区役所道路公園センターへ提出してください。

- (1) 私道舗装助成金支給申請書（規則第1号様式の2）（※1）
- (2) 委任状（規則第2号様式）（※2）
- (3) 誓約書（規則第3号様式）（※3）
- (4) 案内図
- (5) 平面図・断面図・構造図（※4）
- (6) 土地所有者調書・居住者調書
- (7) 見積書（※5）
- (8) 規則第3条5号のただし書の規定の適用を受ける場合は、要領第7条に定める書類（※6）

※1 申請者となる方は代表者として、施工業者との交渉、契約及び完成検査の立会など一連の手続きを行っていただくことになります。

※2 舗装工事等の要望者が署名をして申請代表者に委任します。

※3 申請代表者が市に対して提出します。

※4 平面図は縮尺=1/100～1/500で延長、幅員、面積等が記入してあるもの。

※5 舗装工事等は専門的な技術を必要としますので、責任ある業者を選んでください。

※6 詳細につきましては、各区役所道路公園センターにお問い合わせください。

Q 8 申請用紙は、どこでもらいますか。

A 8 各区役所道路公園センターでお受け取りいただくか、もしくは市ホームページでダウンロードすることも可能です。

<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000039181.html>

Q 9 工事を実施した後で、申請書を提出することは可能ですか。

A 9 事前に職員が現地を確認する必要があるため、工事を実施した後で申請書を受付することはできません。

#### ■助成金支給の可否の決定等について

Q 10 申請すれば、必ず助成金の支給となりますか。

A 10 助成対象の私道に該当するかの確認及び申請書類の確認を行い、助成金の支給の可否の決定を行います。助成金の支給が承認された場合は承認通知書を、また不承認となった場合は不承認通知書に理由を記して通知します。

#### ■工事施工について

Q 11 市が工事をしてくれるのですか。

A 11 申請代表者が施工業者に直接依頼し、工事を行うことになります。

#### ■工事着手について

Q 12 申請後の工事着手までの流れを教えてください。

A 12 助成金支給承認通知書を受けてから、「工事着手届」を各区役所道路公園センターへ提出し、工事に着手することになります。

#### ■助成金支給について

Q 13 工事完了後の助成金支給までの流れを教えてください。

A 13 工事が完了しましたら、「工事完了届」等の必要書類（各区役所道路公園センターで必要書類をご説明します。）を各区役所道路公園センターに提出して、完成検査を受けていただきます。検査完了後（手直し等が生じた場合手直し工事後）、検査結果に基づき助成金支給通知書を申請代表者に送付します。その後、「請求書・支払金口座振替依頼書」に記載された振込み先へ助成金を支払います。

#### ■維持管理について

Q 14 工事が完成した後は、市で維持管理してもらえますか。

A 14 助成金の支給によって施工した私道の維持管理は、当該私道の関係者で引き続き行っていただきます。

Q 15 工事が完成した後、市に私道を寄附することはできますか。

A 15 私道を市へ寄附する場合は、市が定める基準に適合する必要があります。詳細については、各区役所道路公園センターにお問合せください。

## ■委任状・誓約書について

Q 1 6 なぜ、委任状、誓約書が必要になるのですか。

A 1 6 私道舗装助成は、個人が所有する私道の舗装工事に対して助成を行います。工事の施工について、関係者の総意の要望がなされていることの確認するため、委任状を提出していただきます。また工事完了後も一般の道路利用者が私道を利用できるように委任状、誓約書を提出していただきます。

Q 1 7 委任状が必要な範囲を教えてください。

A 1 7 ○規則第3条5号の私道の所有者、居住者

- ・ 私道の所有者
- ・ 私道に接する敷地に存する家屋の居住者

○規則第3条5号のその他市長が定める関係者（要領第2条1号、2号）

- ・ 私道に接する敷地の所有者
- ・ 私道に接する敷地に存する家屋の所有者
- ・ 私道に接する敷地を用いて事業を行う者

※私道に接する敷地とは、敷地外への出入り口が当該私道に面しているものに限る。

その他詳細については、各区役所道路公園センターにお問合せください。

Q 1 8 私道の所有者が亡くなっているなどの事情で、委任状をもらえない場合はどのようにしたらよいですか。

A 1 8 原則として、私道の所有者等の総意が必要となります、それぞれ事情が異なると思いますので、各区役所道路公園センターにお問合せください。